

明代の軍戸の研究は、今まで衛所軍制や軍屯制度の一環として論じられたものが多く、そのため、一般的な性格の究明に偏っていた。<sup>(1)</sup><sub>(補注)</sub>わずかに遼東地方について、遼東档案が公表・利用されるようになり、地域研究にもかなりの成果があげられて来ている。<sup>(2)</sup>

筆者はここ数年来、軍戸の世襲制度を初め、軍戸の社会的地位、「原籍軍戸」の軍役負担及び家族の形成・発展等の問題の研究を発表してきたが、「衛所軍戸」については、史料の制約もあり、猶、不明の部分を残してきた。ただ、史料収集をとおして、各地域の衛所に賦与された任務（例えば、運糧・海防・辺防・京操・屯田等）が異なり、そのため、各衛所が違った発展様相を示していることに気づき、地域別研究の必要性をつとに感じていた。その意味で、岡野昌子氏の「明代遼東における均徭」は大変参考になつた。<sup>(3)</sup>しかし「幫丁」の解釈については、筆者は氏とは見解を異にしている。それ故、本稿では、幫丁の成立をめぐつて、明代の軍戸における餘丁の役割の変化について検討したい。

## はしがき

## 幫丁をめぐつて

——明代の軍戸において——

于志嘉

## 一 聽繼と幫貼について

岡野氏は前掲の論文の冒頭に、李燕光氏の幫丁についての二つの論点を掲げている。即ち、

- (1) 「幫貼制度」は遼東軍戸においての獨特な制度である。

- (2) 当時遼東のすべての衛所の軍戸は幫丁をもつていた。

幫貼制度は明代において少くとも二つの類型が挙げられる。一つは李氏が指摘した幫丁を以て正丁を幫貼する方法であり、もう一つは貼戸を以て正戸を幫貼する法である。後者については、既に筆者は塚集法を論じた時に明らかにし、軍戸に限らず、広く均徭役や駅伝・民壯等にも見られること、正軍・貼戸制は元代の同制度から深く影響を受けたことを指摘した。<sup>④</sup> 又、前者についても、『明史』卷七八、「食貨二・賦役・役法」に、

竈戸有上・中・下三等、每一正丁貼以餘丁。上・中戸丁力多、或貼二三丁、下戸概予優免。

とあるように、貼丁（＝幫丁、第三節を見よう）を持つのは軍戸に限らないのである。(2)の問題については、後に触れる。次に岡野氏の幫丁の見解を検討しておこう。

岡野氏は李氏が「封建的搾取関係」の下にあつたとしていることに疑問を投げながら、遼東档案に見られる夥しい数の同姓の幫丁を家人・家丁・義男等と同様の擬制家族員の可能性があるとしている。又、「幫貼餘丁」という表現がある所から、正軍を助ける者が餘丁で、餘丁を助ける者が「幫丁」であるとの二段階法を取っている。もし、そうだとすれば、軍戸の人丁構成に正軍（＝正丁）と餘丁以外に、「幫丁」という別な存在を加えて考えねばならず、又、餘丁と「幫丁」との間に明確な役割分担による区別があつたか否かも考察せねばならない。その上、異姓「幫丁」の存在についてどう解釈すべきかも問題になつてくる。これらの問題を解決するために、まず軍戸戸内の人丁構成について見ておこう。

軍戸の人丁構成を見る上で好史料が一つある。それは軍政条例である<sup>⑤</sup>。軍役継補や軍装供弁等、軍戸の管理についてすべての規定が収録されており、そこから戸丁の役分担も知ることができ。しかし現存する何点もの軍政条例の中でも、「幫丁」という言葉を見るのはわずか次の二条のみであつた。即ち、万曆『大明会典』卷一五四、「軍政一・勾補」に、

軍士逃故等項、但缺伍者、例勾壯丁補役、幼丁紀錄、幫丁聽繼。

とある。これによると、「幫丁」は正丁や餘丁と並列に扱われず、正丁・幼丁という年齢や健康状態を表わす熟語と並列に現われていることをまず指摘したい。壯丁とは一五歳以上六十歳未満の健康な者を指し、軍役に欠員が出ると、継役者として選ばれる。もし、その時に戸内に壯丁がなく、一五歳未満の未成丁しかいない場合、それを幼丁と登録し、その丁の出幼を待つて差操食糧させた。<sup>⑥</sup> つまり、この条例における壯丁も幼丁も軍役継補を義務づけられる餘丁の一種だが、それでは、同じく餘丁の一員である「幫丁」に課す「聽繼」とは、いかなる内容をもつものだろうか。

聽繼の語義は軍役継補を待つという意味のあることは容易に推察できる。軍政条例を調べると、この言葉は正統以後の条例に盛んに出て来る。実例を挙げれば、『皇明制書』卷一二、「軍政条例」に、正統元（一四三六）年のものとして、次の二条がある。即ち、

浙江等布政司并直隸蘇松等府州縣人民中間、多有父祖從軍、子孫畏繼軍役、不於本戸附籍、却於別州縣過繼作贅、或冒他人戸籍、或寄異姓戸内。（中略）榜文至日、俱限兩月以裏赴所在官司首告改正、与免本罪。仍令收入本戸聽繼軍役。

とある。戸籍を偽造してまで、軍役を逃避しようとした軍戸に自首の機会を与え、自首した者を元の戸籍に収めて軍役に「聽繼」させるといつてはいる。ここで使われている「聽繼」には先述した語義のほかに特別の意味が附加されることは思われず、又、具体的にどのような軍役なのかも示していない。

「聽繼」がある種の意味をもたせて使われるようになつたのは隆慶六（一五七二）年以降である。譚論等輯、「軍制

条例』卷二、「實在另開見役聽繼」（隆慶六年）に、

今後攢造軍冊、務照本部節次題准事理、并發去格式、除祖戶名不許擅為更易外、其餘戶丁審拏的確正名、照例分立新收・開除・實在。仍於實在項下另立二款、一曰見役、下係軍丁某人、二曰聽繼、下係軍丁某人・某人。

とあり、軍戸内の丁を見役と聽繼の二項目に分けている。また、同書卷五、「清出軍人另審軍繼」（隆慶六年）に、

今後如遇清出軍丁、除正軍外、仍於戸内另審一般實戶丁聽繼。如有逃亡、即勾聽繼之人應補。と、聽繼は殷實戸内の丁であり、正軍の逃亡に備えて預じめ指名された者であることが分る。ここでも軍役を継補することが務であり、幫貼（軍装を助ける）することが義務であるとは言つていいない。

聽繼と幫貼の二つの用語が同時に出現した次のような用例をもつて更に検討してみよう。同『軍制条例』卷二、

「寄籍餘丁聽繼軍伍」（成化十二年、一四七六年）に、

先年有司寄籍餘丁、有遠調二三千里之外、後調衛所正餘不缺、果有田宅墳塋在於原籍衛分、餘下人丁聽留一丁在有司看守、種弁糧差。其餘人丁俱收原衛所操守城池。（中略）其後〔調〕衛分若在千里之内、及無改調衛所者、

戸下舍餘俱隨見在衛所、相兼正軍操守、聽繼幫貼。

とあり、聽繼と幫貼は共に餘丁の負担とされている。しかし、この条例で最も注目すべきは、所謂「寄籍餘丁」の存在ではなかろうか。従来の研究は軍戸を原籍と衛所の二部分に分けて論じてきたが、この史料によつて、衛所の改調や田産の購入等に従い、原籍と後調衛所に戸丁がいる外、時々に原衛所や後調衛所在地の有司にも寄籍餘丁が存在していたことが分る。それは明代の軍戸は分戸できないためであつた。寄籍餘丁は有司において徭役負担がなく、只糧差を弁納するだけでよかつた。彼らに課する役は即ち衛所軍役への聽繼幫貼であつた。寄籍軍戸に対する明朝政府の政策は必ずしも一致せず、寄籍餘丁の差役分担については今猶不明な点が多い。<sup>(8)</sup> 只、以上述べた所をまとめるに、凡そそのことが言えるのではないか。即ち、明代の軍戸丁は正軍を除いてすべての丁が餘丁と呼ばれ、彼らは原籍にあらうと、衛所にあらうと、又寄籍していようと、軍役への聽繼幫貼が共通の任務であつた。ところが、隆慶以

降、少くとも原籍においては繼役者として「聽繼」すべき者が預じめ指名されるようになり、特定の人の負担となつた。<sup>(9)</sup> この聽繼する者が「幫丁」と呼ばれていたかどうかは明らかでないが、遼東档案に見る在衛の「幫丁」とは違つた存在であることは確かである。

次に衛所軍戸に目を向け、餘丁の役割の分化について検討を加えたい。

## 二 衛所軍戸における餘丁の役割の分化

餘丁の役割を論じる前に確認すべきことは、明初以来、明朝政府は餘丁の在営人数についてどのような規定をしていたかということである。『明宣宗實錄』卷一〇〇、宣德八（一四三三）年三月壬午の条に、

詔減軍衛餘丁之在當者。先是、有言興州衛軍有挈其全籍丁男二十餘人在營、避免賦役。下行在禮部會官議。請如各王府護衛軍旗・校尉・鼓手人等餘丁在當多者、往往類此、所司略不遵行旧制遣歸。請通禁約：軍丁在營不得過

二人、如有怙終不遣及遣而不歸者、御史・按察司治其罪。皆從其言、故有是命。

とあり、衛所軍戸においては、正軍家属以外に餘丁一人の在営しか許されていなかつたにもかかわらず、宣德年間に至つて、内・外衛所共に在営餘丁数が増大していことがある。在営餘丁を一人に止め、彼の任務は正軍を協助・幫貼することであり、それ以外の者はすべて原籍に帰らせ、賦役の供弁を義務づけていた。しかし、衛所側がその政策をきちんと遵行しなかつたため、衛軍は原籍戸丁を衛所へ呼び寄せ、賦役の逃避を謀つた。そこで、政府は賦役重視という原則の上で、軍戸餘丁に対しても原籍主義を申明する処置を再び取つたのである。

しかし、洪武初年より六十年も経た宣德年間ににおいて、在営餘丁が膨脹して來たのも寧ろ自然な成行である。中に原籍を知らず、帰らせようのない者もあつた。その上、同實錄卷八一、宣德六年七月辛巳の条に、

四川布政司左參議彭謙言：四川成都前等衛・雅州等千戶所旗軍自洪武間從軍、子孫多有不知鄉貫者、亦有原籍無戶名者、今但正軍・餘丁一二人在營、其餘老幼有五七人至二三十人者、各置田莊、散處他所、軍・民・糧差俱不應弁。乞行四川都司及撫民官勘實、就令各於所在有司附籍、弁納糧差、聽繼軍役。庶丁糧增益、版籍清明。從之。

とあるように、原籍に戸名がなく、衛所近辺で田産を購入し、在營しないで、原籍と衛所の両方の管理から免がれた者も多かつた。こうした既成事実を目前にしては、政府側は賦役重視という原則に基いて、餘丁をその田産所在地に寄籍することを認めざるを得なかつた。しかし、先に挙げた宣徳八年の詔令を見ても分るように、この一件は特例であり、この段階においても明朝政府は原籍主義をまだ放棄しようとはしていなかつたのである。

尚、在營餘丁数の増大とともに、衛所軍役の内容も時代に伴ない、複雑になりつつあつた。明初において、衛軍は征伐・操守・屯田が主なる任務であつたが、永樂中期以降、国都の北遷に備えて大量の軍力が漕運や京操に投入された。<sup>10</sup> その上、養馬・駅遞・修船・物料弁納乃至様々な臨時工役も衛軍に課せられるようになり、衛軍の負担は重くなる一方であつた。そのため、餘丁への課役も行なわれざるを得なかつた。実録によると、洪武年間では、衛軍の差役と言えば、殆ど正軍だけを対象としていたのに対し、永樂の後半になると、餘丁も対象されるようになる。『明太宗実録』卷二三六、永樂一九（一四二二）年四月甲辰の条に、

近年當建北京、官軍悉力赴工、役及餘丁、不得生理、衣食不給、有可矜憫。宜勅軍官加意撫恤、增給月糧、寬餘丁差徭、使給其家。

とあり、北京の建設に餘丁が駆出されている。又、『明宣宗実録』卷七九、宣徳六年五月丙寅の条に、

上謂行在兵部尚書許廓曰：朕素知軍士艱難、嘗有命・凡軍士皆免餘丁一人差使、俾得生理、供給正軍。所司不遵朕言、以其餘丁赴工。（下略）

とあり、餘丁一人は必ず免役されるべきであつたにも拘らず、宣徳年間には、その餘丁さえ工役に使われる事態となつたことを語つてゐる。

餘丁免役についての規定は『明宣宗実録』卷五七、宣徳四年八月癸未の条に、

存恤軍士、依宣徳四年二月勅、每軍一人免本鄉戸下二丁差役、如在營有餘丁、亦免一丁、令得專一供給資費。

とあり、宣徳四年二月より実施された。それ以前の相關規定では主に原籍軍戸を対象としていた<sup>11</sup>が、この一条によつて衛所餘丁も一丁の免役が許されるようになつた。

免役餘丁には正軍を賄貼する任務があつたため、この意味において、免役餘丁は幫丁と言つても差支えないだろう。

しかし、宣徳年間には、まだ原則としては餘丁の在營人数が一人に限られており、免役者をことさら特定する必要がなかつた。しかし、実際には在營餘丁数の増大は各地で見られ、また衛所による餘丁に対する課役も無視できない状態にまで進行して、いたため、政府としても何らかの方法で餘丁を衛所制度に再編成せざるを得なくなつていった。『明宣宗実録』卷一〇一、宣徳八年四月癸卯の条に、

初行在兵部右侍郎王驥及成國公朱勇等奏：比奉勅於京師諸衛選記錄幼軍万人操練、今止得千餘人、宜選諸衛軍士中丁多者足之。上曰：彼既一人當軍、又選一人操練、恐難資給。命尚書・侍郎・都御史計議。覆奏：旣例諸衛軍士除正軍之外、存二丁資給、餘遣還有司供徭稅。今京師諸衛軍士在營有三丁以上至七八丁者、止一丁當軍、餘皆無役、不肯還本鄉。宜於三丁以上者選一丁、餘聽在營生理、供給軍裝、亦軍民兩便。上從之。

とあり、新たに軍役が要求される時、餘丁数が三丁以上の軍戸より一丁を選出して軍役者にし、他の餘丁は軍装供給という任務が与えられている。これにより、餘丁にも正軍役に服す人と軍装を賄貼する人の別が設けられるようになった。

言う迄もなく、在營餘丁数の増大はすべての軍戸に見える現象ではなかつた。正統三（一四三八）年于謙の報告によると、当時各地の逃・故軍士は一二〇万餘名に達したと<sup>12</sup>いう。その内、当然、故絶して一丁も残らない軍戸も多数あつた筈である。確かにこの頃にもなると、衛所軍戸は両極化し、重役に耐えられず逃散した者がある一方、他方、在營餘丁数が増大しつつある家族もかなり存在した。前者に対して、政府側は清軍御史の派遣を常例化し、衛軍にも

在衛立籍の政策を取る等、種々の面で積極的な軍隊清理政策を講じたが、長年の積弊のため、効果があまりあげられなかつた。そして逃散者の増大にともない、在當餘丁へ益々大きく依存するようになつたのである。『明英宗実録』

卷一二四、正統九年十二月甲寅の条に、

勅右都御史陳鑑曰：（中略）甘肅前達精壯餘丁備用、果有不敷、亦須酌量丁力添選、处置得宜、人必悅從。今聞爾等不論貧富多寡、見丁選用、人將何堪？爾即同總兵等官酌量、果有餘丁二三十丁者選一丁、四五丁者選二丁、七丁者選三丁、八九丁者選四丁、十丁以上者選五丁。若已選在官者、照例存留強壯者備用、例外多餘者皆放寧家生理、幫助軍資。不許該管官旗託此生事、拘留役占。

とあり、餘丁を軍役に選出させたにもかかわらず、尚足らず、再度餘丁を選出している。その際、選出された餘丁（以下、選充餘丁と呼ぶ）に一人乃至二人の幫貼餘丁を与える所は正軍と同様だが、再度の選出により、多数の軍役者を出す軍戸が出現した。ある意味では、正統以後の衛所制度はこのような在衛大家族の存在なくしては維持できなかつたと言えよう。

選充餘丁に幫貼餘丁を与えて、彼らを正軍並の軍役につかせる方法はその後、軍額補欠の手段としても広く使われた。それ以前、軍戸一戸につき、正軍役が一人に限られ、すべての在當餘丁はその一人を聽継・幫貼すればよかつたが、選充餘丁が軍役に駆出されるようになると、幫貼を確保するため、各軍役者が特定の幫貼餘丁を指名し、冊籍にそのことを明記するようになつた。この場合、他の任務をもつ餘丁と区別すべく、幫貼餘丁を餘丁と名付けたのではないだろうか。つまり、餘丁の役割の分化によって餘丁という役割分担者が成立した。それでは、遼東档案に見る異姓の餘丁について、どう解釈すべきだろうか。次に、遼東档案の当該史料を分析しながら、餘丁の存在形態を観察してみたい。

### 三 幫丁について

遼東档案に「遼東各衛所邊堡官軍下餘丁舍丁等納銀名冊」（万曆五十九年）と「遼東都司各衛在冊軍餘名冊」（時代不明）の二点がある。共に衛所軍餘の役内容を詳しく記録する名簿である。その掲載方式の一例を挙げると、例えば、七六頁に、

一戸軍人廖得敬下旧管一十五名、新収無。

奉明開除一名：廖景元。實在軍餘一十四名。

煎鹽軍廖錢良、幫丁二名：廖景佐、廖景倉。

黃骨島軍廖景祥、幫丁二名：廖隆、廖仲舉。

陝山軍廖天佑、幫丁四名：廖景柏、廖景、廖景瑞、廖佐。

幫盤山軍溫志學下廖景恕。納故〔故〕絶軍陳一塩軍廖天明。改編土兵一名：廖存兒。

とある。廖得敬の名前は戸名として挙げられているが、實在者リストには見えず、軍祖の名前かと思われる<sup>(15)</sup>。戸名の下に、旧管・新収・開除・實在の四柱で戸内軍餘数の変動が示され、最後に實在軍餘の名前と各々の役分担が具さに記されている。廖得敬戸の場合、一四名の軍餘はすべて力差に服しており、軍も餘丁とは力差をする者と見なし、餘丁を力差の名称である如く見ていたと思われる。しかし、遼東档案を更に繙くと、例えば二二八頁に、

一戸軍人李思名下糧差、正屯軍小草糧七石・国時、幫丁：国天才。

という例もあり、餘丁は屯軍につく場合は糧差になつていて、

幫貼に当つた餘丁がどのような役を負担したか、この史料からは分りようがないが、同档案に万曆十二（一五八四年のこととして、遼東鎮守衙門が正兵當家丁を審編<sup>(17)</sup>再編成した一件が載せられ、参考にできる。この一件は全

部で十二点の呈文から構成されていて、いずれも破損が激しく、全貌を窺いにくいか、凡そ次のことが言える。即ち、

当時河東家丁の再編成の時、各衛の人丁は概ね多く、正丁 $\parallel$ 正班家丁一人に副丁一人と幫丁三 $\sim$ 五名を与えることにした。正・副丁が輪番で役に応じ、幫丁は三人の場合、年に銀二両七錢ずつ出されたのである。この点については、

『明世宗實錄』卷四九六、嘉靖四十（一五六八）年五月丙戌の条に、

以南京池河新營兵變、詔罷南京兵部尚書江東回籍聽用。池河營設在江北、其兵係南京飛熊・英武・廣武三衛軍餘共三千人。每歲春秋、分番操守。計在營凡四月、月給糧三斗。後以軍裝什物・往來餉貨之費不給、復人給幫丁一名、助銀六錢、相沿二十餘年矣。

と、やはり銀を以て賄貼したとある。或いは銀経済が普及したため、こうなったのであろう。

幫丁の選出については、先掲の呈文に次のような一節がある。即ち、一八頁に、

（前略）依蒙金 $\square$ 照名審編。除各家丁本戶有丁者、即于本戶內審派、如本戶果無人丁者、方許異性〔姓〕人丁内編定名 $\square$ 。副班及幫丁名缺、該營移文各衛、呈請本寺道另再查明補之。

と、家丁戸内に餘丁がない場合は、異姓から幫丁を選出したとある。又、同檔案六五八頁に、

万曆七年十二月内、有原掌定遼左衛印指揮郭維藩、奉文抽擧鐵嶺城軍。本官前到歪頭山屯、查得曾國仁・曾世奎二名俱係流移無差、各家道殷实、將曾國仁編充鐵嶺城正軍、撥給本戶未到空丁曾三（即曾麻子）・曾四（即曾國卿）・曾冬子・曾國學四名作為幫丁。其曾世奎亦編正軍、另撥外戶未到空丁宋保友、并先末故蘇天庶・常得時・王友倉四名、各操備供幫不缺。

とあり、異姓幫丁の成立は擧集法によつたことは明白である。明初において大量の軍隊が要求された時、よく擧集法を行なつたが、それは正軍戸に貼戸を与えるためにあつた。民戸内の戸丁数を考慮せず、機械的に三・四丁毎に一丁を出させて正軍とし、他の人丁を貼戸丁としたため、貼戸と正軍戸とは異姓の場合が多々あつた。<sup>18</sup> 永樂以降、民戸丁を対象とした擧集は殆んど行なわれなくなつたが、宣德後期より、代りに衛所軍戸の在營餘丁から軍役者を選出する

ようになつたことは記述の通りである。初めは人丁の多い戸から軍を抽出したが、やがて軍役への要求が多くなり、同戸ではない者迄も擧集するようになつたのはなかろうか。万曆七年、遼東で鐵嶺城軍を抽擧した時、曾國仁と曾世奎の二名が共に正軍に編充されたが、その時、曾世奎に与えられた四名の幫丁は共に外戸 $\parallel$ 異姓人丁であつた。こうして、軍も幫丁も家族の枠を越え、故絶者に縫補者が要求される場合も、同戸内から人丁を求める必要はなくなつたのである。遼東档案に次のように、

糧差、納故軍郭得二下糧七石、一名・王世淵。幼丁一名・王搬不動。（一〇三頁）

糧差、納逃故軍劉慤兒糧七石、二名・張三漢・張大漢。（一〇〇頁）

と異姓の代役者のある戸が屢見られる理由は正にここにある。明初以来、政府は軍戸制度を取り、軍役を確保してきただが、ここ迄くると、軍戸間にあつた、各軍戸の独立性はなくなり、他戸に属すべき軍役も分担せざるを得なくなつた。

さて、軍と幫丁の人数の比率であるが、前述の名簿からそれらを拾つてみると、例え九七頁に、

義州軍一名、幫丁四名。

開原軍一十六名、幫丁三十二名。

汎河軍六名、幫丁一十五名。

□□召集軍二名、幫丁十名。

守沿台軍五名、幫丁四名。

とあるように、大きなばらつきを見せてゐる。全体から見て、軍一名に幫丁二名の場合が最も多かつたが、守沿台軍のように幫丁一名乃至皆無の場合もある。第一節に李燕光氏の説を掲げ、当時遼東のすべての衛所の軍戸は幫丁をもつていたとあるが、実際そうとは限らないのである。これは擧集當時、餘丁数が極端に少なかつたためか、或いは指名された幫丁が死亡して代替者がないままにしていたためか判断がつかない。幫丁数の不一致は軍役に又、不公平を

生じさせる要因になるが、政府としてはこのような事情を坐視し、改善しようがなかつたようである。

以上、遼東档案を通して幫丁の形態を観察したが、最後に幫丁という言葉 자체について少し触れたいと思う。幫丁は軍役を賄貼するという役負担より名を得、初めから幫丁と呼ばれた訳ではなく、明代の史料にも種々の呼び名が見られる。例えば『皇明經世文編』卷二三〇、曾忭『曾都諫奏疏』「正名罪慎掌用以杜姦萌疏」に、嘉靖十四年に発生した広寧兵变について、

各軍聞知云・你將我貼丁不与、又將糧銀減半、今還寫本害我。各呐喊撞鐘打鼓齊入、將都察院門打開擁入、將呂經踢打、時鐸送監。

とあり、遼東の幫丁は貼丁とも呼ばれていた。又、『明世宗實錄』卷四九四、嘉靖四十年三月丙子の条に、

刑部侍郎趙大佑奏：伊府原額護衛旗軍二千名、今多至一万四千六百五十餘名、（中略）宜如正額存留禦宿衛、仍每名量留供丁三名、餘發洛陽縣收籍、編入圖甲、納弁糧差。如遇正丁・供丁故絕、照數徵補。兵部議覆。從之。とあり、供丁は幫丁と同性質の者だと分る。只、伊府護衛の場合は軍役への要求が原額のままで、正丁一人に供丁三人を分配した後に残った多くの餘丁は有司への寄籍が命じられ、糧差の弁納に務めさせられ、遼東とは全く違う様相を示している。これによつても明末における衛所の形態の地域差が窺える。

### おわりに

本稿は軍戸内の餘丁の役割りの分化から幫丁成立の契機を説明してきた。要するに、賄貼制度や採集法は明初よりあり、広く軍役、灶役乃至一般徭役で行なわれるようにになつた。遼東档案に見る幫丁は正にかようにして成立したが、明末における衛所の変貌には地域差があることを考えると、多様な形態があろうと想像される。又、原籍軍戸において隆慶以後条例化された「聽繼」の成立や免役餘丁との関係についても不明な点が多く、更なる究明が必要である。今後の研究に期したい。

### 注

- (1) 于志嘉「明代軍制史研究的回顧与展望」三、「軍戶制度」（民国以来国史研究的回顧与展望研討会論文集）、国立台湾大学、一九九二年）参照。
- (2) 于志嘉「明代軍戶世襲制度」（台灣學生書局、一九八七年）、「明代軍戶の社会的地位について——科学と任官において——」（『東洋學報』七一卷三・四号、一九九〇年）、「明代軍戶の社会的地位について——軍戸の婚姻をめぐって——」（『明代史研究』一八号、一九九〇年）、「試論族譜中所見の明代軍戸」（『中央研究院歷史語言研究所集刊』五七本四分、一九八六年）、「再論族譜中所見の明代軍戸——幾個個案的研究」（同集刊六三本三分、一九九三年）等参照。
- (3) 『山根幸夫教授退休記念明代史論叢』（汲古書院、一九九〇年）所収。
- (4) 于志嘉前掲著書、一〇二一六頁、三三〇四五頁、又、山根幸夫『明代徭役制度の展開』（東京女子大学学会、一九六六年）一一頁、一六二一六四頁、一六七頁参照。
- (5) 軍政条例については、筆者は前掲著書の中でも簡単に紹介しており（七五〇九一頁）、それを参考にされたい。しかし、その後更に何点もの軍政条例を発見しており、機会を待つて専論を發表するつもりである。
- (6) 譚鑑等輯『軍制条例』（万曆二年刊本、内閣文庫蔵本）卷二、「衛所軍絶餘軍撥補」（正統二年）・卷六、「解軍不許隱匿壯丁」（成化十三年）等参照。
- (7) この区分を李竜潛は「明代軍戸制度浅論」（北京師範学院学報）一九八二年一号）で「郡県軍戸」と「在當軍戸」と呼び分けている。

(8) 寄籍軍戸の出現によって明初以来の軍戸制度は大きく変貌したが、関係史料が少なく、その実態を把握することは難しい。更なる研究が必要である。

(9) 聽継と幫貼について原籍軍戸の実質的負担は族譜資料によつて、ある程度知ることができる。于志嘉「試論族譜中所見的明代軍戸」参照。

(10) 山崎清「明代兵制の研究」(『歴史学研究』九三号、一九四一年)、星城夫「明代漕運の研究」(日本学術振興会、一九六三年)、川越泰博「明代班軍番上考」(中央大学文学部紀要) 史学科三号、一九七七年) 参照。

(11) 軍戸に対する雜役の優免について、于志嘉「試論族譜中所見的明代軍戸」六五六、六五七頁参照。

(12) 「明英宗实錄」卷四八、正統三年九月丙戌の条。

(13) 于志嘉前掲著書七九頁、九九一、一〇八頁参照。

(14) 本稿に引用した遼東档案は遼寧省档案館・遼寧省社会科学院歴史研究所編『明代遼東档案汇編』(遼瀋書社、一九八五年)による。

(15) 明代には軍戸を管理するために、多数の冊籍が作られていたが、軍祖即ち戸内で最初に軍となつた者の名前は記録すべき重要な項目であった。譚輪等輯『軍制条例』卷三にある各關係条例参照。

(16) 当時の遼東では少数の免差人丁を除いた外、すべての軍餘は力差・銀差・糧差のいずれかを負担していた。岡野昌子前掲論文参照。

(17) 「明代遼東档案汇編」一、一五、一二〇頁参照。

(18) 于志嘉前掲著書第一章第一節参照。

(補注1) 本稿は一九九二年に西嶋定生博士頌壽記念論文集編集委員会に投稿したものである。その後、筆者は江西地方を中心いて、『明代江西兵制的演变』(『中央研究院歴史語言研究所集刊』六十六本四分、一九九五年)、『明代江西衛所的屯田』(同集刊六十七本三分、一九九六年)、『明代江西衛所軍役的演变』(同集刊六十八本一分、一九九七年)等を発表した。後者は特に本稿と関係あるから、参考にされたい。

## 清代以降の杜白二湖の水利問題

—在日華僑吳錦堂の整湖をめぐつて—

好並 隆司

### 序

杜白二湖の宋代以降、明末までの水利問題については別稿で概要を論述した。<sup>(1)</sup> 治水・灌漑のための人造湖という起源をもつ二湖では侵佔、湖田化のケースが頻発しており、整湖を行おうとする府県の長との間に激しい角逐があつた。しかし地方政府の財政難から遼餉・獎學・鄉兵等の費用を湖田の稅収より充当せざるを得ず、ひいては湖田の合法化が明代中葉から進んだのであつた。

「整理二湖条款」<sup>(2)</sup>の冒頭に「清興りて以来、五都防守を失い、奸民堤を毀ち侵湖始まる」とあるように王朝交替のさいの地方行政混亂のなかで奸民による盜湖が再び始まつた。『慈溪水利志』の「大事記」によると、清代に、康熙二十七年七月、創築外杜湖石堤。

とあり、創朝後凡そ半世紀を経て漸く杜湖の保護策が俎上にのぼる。さらに七十六年を経過して「整理二湖条款」が王相能によつて総められた。この内容が清朝初期の両湖の様相を明らかにしているので、ここから本稿を始めたい。